

※希望講習名を1つ記入して下さい。

②型枠支保工の組立等

作業主任者技能講習 受講申込書

- ①足場の組立て等
- ④地山の掘削及び土止め支保工
- ⑦ずい道の掘削
- ⑩コンクリート橋架設等
- ②型枠支保工の組立等
- ⑤酸素欠乏・硫化水素危険
- ⑧ずい道の覆工
- ⑪石綿
- ③鋼橋架設等
- ⑥コンクリート工作物の解体
- ⑨建築物の鉄骨の組立等

ふりがな 氏 名				証明写真 たて3cm×よこ2.4cm 6か月以内に撮影された正面、上半身(肩より上)無帽・無背景のもの	のり付け (2葉) デジタル写真の場合 写真用専用紙を使用し、通常の写真に比べて品質の劣らないもの
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)				
自宅電話		携帯電話			
現住所	(〒 -)				
当該業務に従事した 作業経験年数	年 月 ~ 年 月 (年 月)				
事業主証明	上記の経験年数に相違ないことを証明します。			講習通知書送付先	
所在地 会社名 代表者職・氏名 電話番号	(〒 -)			会社	自宅
	(印) (担当者名)			建災防会員・非会員の別	
受講科目の一部 免除の有無	有 ・ 無		※科目の一部免除を希望する場合は、その資格があることを証明する書類を添付してください。(案内書の受講区分をご確認ください)		

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会 沖縄県支部長 殿

記載事項に虚偽等があった場合、法令に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申 請 者
(受講者本人) _____

【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。
誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報、技能講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 訂正は、横線2本を引いて訂正印を押して下さい。**(修正液等は使用しないで下さい。)**
(事業主証明事項は事業主印・申請者事項は申請者印)
- 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、市町村に旧姓(旧氏)の併記手続きを行った方が対象になります。住民票抄本(原本)を提出してください。
(旧姓:)

実施管理者	担当者

備考欄 _____

【受講資格】

- ①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
(※経験年数は、満18歳になってから3年以上)
 - ②型わく支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
 - ③橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
(※経験年数は、満18歳になってから3年以上)
 - ④地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
(※経験年数は、満18歳になってから3年以上)
 - ⑤なし
 - ⑥コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する者。
 - ⑦ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に3年以上従事した経験を有する者。
(※経験年数は、満18歳になってから3年以上)
 - ⑧ずい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者。
(※経験年数は、満18歳になってから3年以上)
 - ⑨建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
(※経験年数は、満18歳になってから3年以上)
 - ⑩橋梁の上部構造であって、コンクリート造のものの架設又は変更の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
(※経験年数は、満18歳になってから3年以上)
 - ⑪なし
- ※①については大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上3年未満当該作業に従事した経験を有する者。
(卒業証明証を添付してください。)
- ※②③⑥⑨⑩については大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上3年未満当該作業に従事した経験を有する者。(卒業証明証を添付してください。)
- ※④⑦⑧については大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上3年未満当該作業に従事した経験を有する者。(卒業証明証を添付してください。)
- ※受講科目の一部免除ができる資格については、別紙講習案内をご覧ください。